

野田市補助金等交付規則等の一部を
改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 5 月 2 1 日

野田市長 鈴 木 有

野田市規則第 38 号

野田市補助金等交付規則等の一部を改正する規則

(野田市補助金等交付規則の一部改正)

第 1 条 野田市補助金等交付規則（平成 28 年野田市規則第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条を次のように改める。

(公益性等の確認等)

第 13 条 市長は、事業終了後に交付した補助金等の公益性及び必要性を確認するとともに、事業の効果を検証するものとする。

(野田市私立保育所等保育事業補助金交付規則の一部改正)

第 2 条 野田市私立保育所等保育事業補助金交付規則（平成 18 年野田市規則第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条を次のように改める。

(公益性等の確認等)

第 14 条 市長は、事業終了後に交付した補助金の公益性及び必要性を確認するとともに、事業の効果を検証するものとする。

(野田市地域活動支援センター運営費等補助金交付規則の一部改正)

第 3 条 野田市地域活動支援センター運営費等補助金交付規則（平成 19 年野田市規則第 58 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条を次のように改める。

(公益性等の確認等)

第 15 条 市長は、事業終了後に交付した補助金の公益性及び必要性を確認するとともに、事業の効果を検証するものとする。

(野田市コミュニティバス運行事業補助金交付規則の一部改正)

第 4 条 野田市コミュニティバス運行事業補助金交付規則（平成 28 年野田市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条を次のように改める。

(公益性等の確認等)

第13条 市長は、事業終了後に交付した補助金の公益性及び必要性を確認するとともに、事業の効果を検証するものとする。

(野田市保育士宿舎借上げ支援事業補助金交付規則の一部改正)

第5条 野田市保育士宿舎借上げ支援事業補助金交付規則（平成28年野田市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第15条を次のように改める。

(公益性等の確認等)

第15条 市長は、事業終了後に交付した補助金の公益性及び必要性を確認するとともに、事業の効果を検証するものとする。

(野田市防犯組合補助金交付規則の一部改正)

第6条 野田市防犯組合補助金交付規則（平成28年野田市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

(公益性等の確認等)

第14条 市長は、事業終了後に交付した補助金の公益性及び必要性を確認するとともに、事業の効果を検証するものとする。

(野田市内土地改良区団体補助金交付規則の一部改正)

第7条 野田市内土地改良区団体補助金交付規則（平成28年野田市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

(公益性等の確認等)

第14条 市長は、事業終了後に交付した補助金の公益性及び必要性を確認するとともに、事業の効果を検証するものとする。

(野田市畜産環境対策補助金交付規則の一部改正)

第8条 野田市畜産環境対策補助金交付規則（平成28年野田市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

(公益性等の確認等)

第14条 市長は、事業終了後に交付した補助金の公益性及び必要性を確認するとともに、事業の効果を検証するものとする。

(野田市畜産団体予防事業補助金交付規則の一部改正)

第9条 野田市畜産団体予防事業補助金交付規則（平成28年野田市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

(公益性等の確認等)

第14条 市長は、事業終了後に交付した補助金の公益性及び必要性を確認するとともに、事業の効果を検証するものとする。

(野田市農業後継者対策事業費補助金交付規則の一部改正)

第10条 野田市農業後継者対策事業費補助金交付規則（平成28年野田市規則第19号）の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

(公益性等の確認等)

第14条 市長は、事業終了後に交付した補助金の公益性及び必要性を確認するとともに、事業の効果を検証するものとする。

(野田市農業再生協議会補助金交付規則の一部改正)

第11条 野田市農業再生協議会補助金交付規則（平成28年野田市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

(公益性等の確認等)

第14条 市長は、事業終了後に交付した補助金の公益性及び必要性を確認するとともに、事業の効果を検証するものとする。

(野田市農産物加工推進協議会補助金交付規則の一部改正)

第12条 野田市農産物加工推進協議会補助金交付規則（平成28年野田市規則第21号）の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

(公益性等の確認等)

第14条 市長は、事業終了後に交付した補助金の公益性及び必要性を確認するとともに、事業の効果を検証するものとする。

(野田市農産物ブランド化推進協議会補助金交付規則の一部改正)

第13条 野田市農産物ブランド化推進協議会補助金交付規則（平成28年野

田市規則第22号)の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

(公益性等の確認等)

第14条 市長は、事業終了後に交付した補助金の公益性及び必要性を確認するとともに、事業の効果を検証するものとする。

(野田市社会を明るくする運動野田地区推進委員会補助金交付規則の一部改正)

第14条 野田市社会を明るくする運動野田地区推進委員会補助金交付規則(平成28年野田市規則第24号)の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

(公益性等の確認等)

第14条 市長は、事業終了後に交付した補助金の公益性及び必要性を確認するとともに、事業の効果を検証するものとする。

(野田市民生委員児童委員協議会補助金交付規則の一部改正)

第15条 野田市民生委員児童委員協議会補助金交付規則(平成28年野田市規則第26号)の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

(公益性等の確認等)

第14条 市長は、事業終了後に交付した補助金の公益性及び必要性を確認するとともに、事業の効果を検証するものとする。

(野田市野田点訳奉仕会事業費補助金交付規則の一部改正)

第16条 野田市野田点訳奉仕会事業費補助金交付規則(平成28年野田市規則第27号)の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

(公益性等の確認等)

第14条 市長は、事業終了後に交付した補助金の公益性及び必要性を確認するとともに、事業の効果を検証するものとする。

(野田市朗読グループあいの会事業費補助金交付規則の一部改正)

第17条 野田市朗読グループあいの会事業費補助金交付規則(平成28年野田市規則第28号)の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

(公益性等の確認等)

第14条 市長は、事業終了後に交付した補助金の公益性及び必要性を確認するとともに、事業の効果を検証するものとする。

(野田市教育研究会補助金交付規則の一部改正)

第18条 野田市教育研究会補助金交付規則（平成28年野田市規則第29号）の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

(公益性等の確認等)

第14条 市長は、事業終了後に交付した補助金の公益性及び必要性を確認するとともに、事業の効果を検証するものとする。

(野田市女性団体連絡協議会事業補助金交付規則の一部改正)

第19条 野田市女性団体連絡協議会事業補助金交付規則（平成28年野田市規則第51号）の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

(公益性等の確認等)

第14条 市長は、事業終了後に交付した補助金の公益性及び必要性を確認するとともに、事業の効果を検証するものとする。

(野田市スポーツ協会事業補助金交付規則の一部改正)

第20条 野田市スポーツ協会事業補助金交付規則（平成28年野田市規則第52号）の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

(公益性等の確認等)

第14条 市長は、事業終了後に交付した補助金の公益性及び必要性を確認するとともに、事業の効果を検証するものとする。

(野田市市民スポーツ大会種目別大会補助金交付規則の一部改正)

第21条 野田市市民スポーツ大会種目別大会補助金交付規則（平成28年野田市規則第53号）の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

(公益性等の確認等)

第 1 4 条 市長は、事業終了後に交付した補助金の公益性及び必要性を確認するとともに、事業の効果を検証するものとする。

(千葉県民スポーツ大会派遣費補助金交付規則の一部改正)

第 2 2 条 千葉県民スポーツ大会派遣費補助金交付規則（平成 2 8 年野田市規則第 5 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条を次のように改める。

(公益性等の確認等)

第 1 4 条 市長は、事業終了後に交付した補助金の公益性及び必要性を確認するとともに、事業の効果を検証するものとする。

(野田市子ども会育成連絡協議会事業補助金交付規則の一部改正)

第 2 3 条 野田市子ども会育成連絡協議会事業補助金交付規則（平成 2 8 年野田市規則第 5 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条を次のように改める。

(公益性等の確認等)

第 1 4 条 市長は、事業終了後に交付した補助金の公益性及び必要性を確認するとともに、事業の効果を検証するものとする。

(野田市子ども釣大会補助金交付規則の一部改正)

第 2 4 条 野田市子ども釣大会補助金交付規則（平成 2 8 年野田市規則第 5 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条を次のように改める。

(公益性等の確認等)

第 1 4 条 市長は、事業終了後に交付した補助金の公益性及び必要性を確認するとともに、事業の効果を検証するものとする。

(野田市こどもまつり補助金交付規則の一部改正)

第 2 5 条 野田市こどもまつり補助金交付規則（平成 2 8 年野田市規則第 5 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条を次のように改める。

(公益性等の確認等)

第 1 4 条 市長は、事業終了後に交付した補助金の公益性及び必要性を確認するとともに、事業の効果を検証するものとする。

(野田市青少年相談員連絡協議会事業補助金交付規則の一部改正)

第26条 野田市青少年相談員連絡協議会事業補助金交付規則（平成28年野田市規則第58号）の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

（公益性等の確認等）

第14条 市長は、事業終了後に交付した補助金の公益性及び必要性を確認するとともに、事業の効果を検証するものとする。

(野田市青少年補導員連絡協議会事業補助金交付規則の一部改正)

第27条 野田市青少年補導員連絡協議会事業補助金交付規則（平成28年野田市規則第59号）の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

（公益性等の確認等）

第14条 市長は、事業終了後に交付した補助金の公益性及び必要性を確認するとともに、事業の効果を検証するものとする。

(野田市野田地区私立幼稚園協会補助金交付規則の一部改正)

第28条 野田市野田地区私立幼稚園協会補助金交付規則（平成28年野田市規則第60号）の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

（公益性等の確認等）

第14条 市長は、事業終了後に交付した補助金の公益性及び必要性を確認するとともに、事業の効果を検証するものとする。

(野田市三ツ堀里山自然園を育てる会補助金交付規則の一部改正)

第29条 野田市三ツ堀里山自然園を育てる会補助金交付規則（平成29年野田市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

（公益性等の確認等）

第14条 市長は、事業終了後に交付した補助金の公益性及び必要性を確認するとともに、事業の効果を検証するものとする。

(野田市市民活動団体支援補助金交付規則の一部改正)

第30条 野田市市民活動団体支援補助金交付規則（平成29年野田市規則第

23号)の一部を次のように改正する。

第16条を次のように改める。

(公益性等の確認等)

第16条 市長は、事業終了後に交付した補助金の公益性及び必要性を確認するとともに、事業の効果を検証するものとする。

(野田市認知症カフェ事業補助金交付規則の一部改正)

第31条 野田市認知症カフェ事業補助金交付規則(平成29年野田市規則第25号)の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

(公益性等の確認等)

第14条 市長は、事業終了後に交付した補助金の公益性及び必要性を確認するとともに、事業の効果を検証するものとする。

(野田市私立保育所等障がい児等保育事業補助金交付規則の一部改正)

第32条 野田市私立保育所等障がい児等保育事業補助金交付規則(平成29年野田市規則第27号)の一部を次のように改正する。

第16条を次のように改める。

(公益性等の確認等)

第16条 市長は、事業終了後に交付した補助金の公益性及び必要性を確認するとともに、事業の効果を検証するものとする。

(野田市少年野球連盟事業補助金交付規則の一部改正)

第33条 野田市少年野球連盟事業補助金交付規則(平成30年野田市規則第53号)の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

(公益性等の確認等)

第14条 市長は、事業終了後に交付した補助金の公益性及び必要性を確認するとともに、事業の効果を検証するものとする。

(野田市スカウト連絡協議会事業補助金交付規則の一部改正)

第34条 野田市スカウト連絡協議会事業補助金交付規則(平成30年野田市規則第54号)の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

(公益性等の確認等)

第14条 市長は、事業終了後に交付した補助金の公益性及び必要性を確認するとともに、事業の効果を検証するものとする。

(野田市スポーツ少年団事業補助金交付規則の一部改正)

第35条 野田市スポーツ少年団事業補助金交付規則（平成30年野田市規則第55号）の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

(公益性等の確認等)

第14条 市長は、事業終了後に交付した補助金の公益性及び必要性を確認するとともに、事業の効果を検証するものとする。

(野田市えんがわ支援事業補助金交付規則の一部改正)

第36条 野田市えんがわ支援事業補助金交付規則（平成30年野田市規則第58号）の一部を次のように改正する。

第15条を次のように改める。

(公益性等の確認等)

第15条 市長は、事業終了後に交付した補助金の公益性及び必要性を確認するとともに、事業の効果を検証するものとする。

(野田市成年後見制度利用促進事業補助金交付規則の一部改正)

第37条 野田市成年後見制度利用促進事業補助金交付規則（平成31年野田市規則第19号）の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

(公益性等の確認等)

第14条 市長は、事業終了後に交付した補助金の公益性及び必要性を確認するとともに、事業の効果を検証するものとする。

(野田市日常生活自立支援事業補助金交付規則の一部改正)

第38条 野田市日常生活自立支援事業補助金交付規則（平成31年野田市規則第20号）の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

(公益性等の確認等)

第14条 市長は、事業終了後に交付した補助金の公益性及び必要性を確認

するとともに、事業の効果を検証するものとする。

(野田市ボランティアコーディネーター配置事業補助金交付規則の一部改正)

第 39 条 野田市ボランティアコーディネーター配置事業補助金交付規則（平成 31 年野田市規則第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条を次のように改める。

(公益性等の確認等)

第 14 条 市長は、事業終了後に交付した補助金の公益性及び必要性を確認するとともに、事業の効果を検証するものとする。

(野田市の魅力発信事業補助金交付規則の一部改正)

第 40 条 野田市の魅力発信事業補助金交付規則（平成 31 年野田市規則第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条を次のように改める。

(公益性等の確認等)

第 14 条 市長は、事業終了後に交付した補助金の公益性及び必要性を確認するとともに、事業の効果を検証するものとする。

(野田市家畜防疫会補助金交付規則の一部改正)

第 41 条 野田市家畜防疫会補助金交付規則（平成 31 年野田市規則第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条を次のように改める。

(公益性等の確認等)

第 14 条 市長は、事業終了後に交付した補助金の公益性及び必要性を確認するとともに、事業の効果を検証するものとする。

(野田市米穀生産調整推進事業補助金交付規則の一部改正)

第 42 条 野田市米穀生産調整推進事業補助金交付規則（平成 31 年野田市規則第 41 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条を次のように改める。

(公益性等の確認等)

第 13 条 市長は、事業終了後に交付した補助金の公益性及び必要性を確認するとともに、事業の効果を検証するものとする。

(野田市保育士就労奨励金支給事業補助金交付規則の一部改正)

第 4 3 条 野田市保育士就労奨励金支給事業補助金交付規則（平成 3 1 年野田市規則第 4 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条を次のように改める。

（公益性等の確認等）

第 1 1 条 市長は、事業終了後に交付した補助金の公益性及び必要性を確認するとともに、事業の効果を検証するものとする。

（野田市交通不便地域支援事業補助金交付規則の一部改正）

第 4 4 条 野田市交通不便地域支援事業補助金交付規則（令和 2 年野田市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条を次のように改める。

（公益性等の確認等）

第 1 3 条 市長は、事業終了後に交付した補助金の公益性及び必要性を確認するとともに、事業の効果を検証するものとする。

（野田市新規商品開発事業等補助金交付規則の一部改正）

第 4 5 条 野田市新規商品開発事業等補助金交付規則（令和 2 年野田市規則第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条を次のように改める。

（公益性等の確認等）

第 1 5 条 市長は、事業終了後に交付した補助金の公益性及び必要性を確認するとともに、事業の効果を検証するものとする。

（野田市コウノトリと共生する地域づくり推進協議会補助金交付規則の一部改正）

第 4 6 条 野田市コウノトリと共生する地域づくり推進協議会補助金交付規則（令和 3 年野田市規則第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条を次のように改める。

（公益性等の確認等）

第 1 4 条 市長は、事業終了後に交付した補助金の公益性及び必要性を確認するとともに、事業の効果を検証するものとする。

（野田市私立幼稚園要配慮幼児等教育支援事業補助金交付規則の一部改正）

第 4 7 条 野田市私立幼稚園要配慮幼児等教育支援事業補助金交付規則（令和

4年野田市規則第57号)の一部を次のように改正する。

第16条を次のように改める。

(公益性等の確認等)

第16条 市長は、事業終了後に交付した補助金の公益性及び必要性を確認するとともに、事業の効果を検証するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和6年度分の補助金から適用する。